

○西東京市国民健康保険運営協議会規則

平成13年 1 月 21日規則第112号

改正

令和 3 年 7 月 27日規則第32号

西東京市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西東京市国民健康保険条例（平成13年西東京市条例第115号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき西東京市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(協議会の職務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事。
- (2) 保険料の賦課方法に関する事。
- (3) 保険給付の種類及び内容に関する事。
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事。
- (5) その他国民健康保険事業運営に関する重要事項

2 協議会は、市長の諮問を受けたときは会議を開き、速やかに答申しなければならない。

3 市長は、諮問事項についてあらかじめ会長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(委員の委嘱及び辞任)

第 3 条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員が辞職しようとするときは、事由を具して市長に届け出なければならない。

(書記)

第 4 条 協議会に書記を置き、市長がこれを命ずる。

2 書記は、会長の指示を受け庶務に従事する。

(招集)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

(議長)

第 6 条 協議会の議長は、会長とする。

(定足数)

第 7 条 協議会は、委員定数の 2 分の 1 以上が出席し、かつ、条例第 2 条各号に規定する委員のそれぞれ 1 人以上が出席していなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第 8 条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第 9 条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に加わることができない。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第10条 議長は、議事に関して必要と認めたときは、市長若しくは関係職員に対して説明を求め、又は関係資料を提出させることができる。

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年 1 月 21日から施行する。

附 則 (令和 3 年 7 月 27日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。